

千葉県報

号外
令和5年7月21日

号外第63号

千葉県報

令和5年7月21日（金曜日）

主要目次

○ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例	二
○ 千葉県県税条例の一部を改正する条例	二
○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	四
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	四
○ 職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門学校設置管理条例の一部を改正する条例	五

条例のあらまし

○ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例（条例第二十五号）（河川整備課）

一 制定の概要

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の標識の設置について次のとおり必要な事項を定めることとした。

1 雨水貯留浸透施設の標識（第三条関係）

雨水貯留浸透施設の名称、容量等を明示したものとするとともに、周辺に居住する者等の見やすい場所に設けることとした。

2 保全調整池の標識（第四条関係）

保全調整池の名称、容量等を明示したものとするとともに、周辺に居住する者等の見やすい場所に設けることとした。

3 貯留機能保全区域の標識（第五条関係）

貯留機能保全区域の名称、位置等を明示したものとするとともに、周辺に居住する者等の見やすい場所に設けることとした。

二 施行期日

令和五年十月一日から施行することとした。

○ 千葉県県税条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（税務課）

一 改正の概要

1 不動産取得税について、宅地建物取引業者による一定の不動産の取得に係る税額の減額措置が延長されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第九条関係）

2 自動車税の種別割のグリーン化特例の延長等（附則第十一条関係）

(一) 環境負荷の大きい自動車に対する種別割の税率を重くする特例措置について、現行の措置を三年間延長することとした。

(二) 自動車税の種別割の税率の軽減措置について、三年間延長し、営業用の乗用車等にあつては段階的に環境負荷の小さいものに重点化することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。ただし、一三の一部については、令和七年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（政策法務課）

一 改正の概要

中央博物館分館海の博物館の駐車場の使用料を廃止することとした。（別表第一関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十八号）（児童家庭課）

一 改正の概要

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりこども家庭庁長官の権限を定める等の関係規定が整備されたことに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 使用料及び手数料条例

3 千葉県県リハビリテーションセンター設置管理条例

4 千葉県病院事業の設置等に関する条例

5 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例(条例第二十九号) (産業人材課)

一 改正の概要

第十一次千葉県職業能力開発計画に基づき、高等技術専門校の名称をテクノスクールに変更するため、次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

1 職業能力開発校設置管理条例

2 千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例

二 施行期日等

1 令和六年四月一日から施行することとした。

2 使用料及び手数料条例について所要の規定の整備を行うこととした。

条

例

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十五号

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定により、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示したものとする。

一 雨水貯留浸透施設の名称

二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

三 雨水貯留浸透施設の容量(容量のないものにあつては、規模)及び構造の概要

四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事

の許可を要する旨

五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示したものとする。

一 保全調整池の名称及び指定番号

二 保全調整池の容量及び構造の概要

三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨

四 保全調整池の管理者及びその連絡先

五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示したものとする。

一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

二 貯留機能保全区域の位置

三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

千葉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県税条例の一部を改正する条例

千葉県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第一号及び第二号中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第九条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる規定に規定する申告を行おうとする者は、当該不動産取得税について当該各号に定める規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書にこれ

らの規定に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 法附則第十一条の四第三項において準用する法第七十三条の二十五第一項 法附則
第十一条の四第二項

二 法附則第十一条の四第五項において準用する法第七十三条の二十五第一項 法附則
第十一条の四第四項

附則第九条第二項中「前項に規定する」を「第一項各号に掲げる」に、「法附則第十一
条の四第一項、第四項及び第六項の」を「当該各号に定める」に、「前項の」を「同項
の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該
不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該
申告書が当該不動産の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたも
のとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類
を添付しなければならない。

附則第十条の六第二項を削る。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「以下この条及び」を削り、同項第一号中
「以下この条において同じ。」又は「」を「次項第四号及び第三項第一号において同じ。」
又は「」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「以下この条において同じ。」で
平成二十二年三月三十一日」を「次項第五号及び第三項第二号において同じ。」で平成二
十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の十第三項」を「第四百四
十九条第一項第六号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一
日」に改め、同条中第二項から第四項までを削り、同条第五項中「(自家用の乗用車及び
キャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三
十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限
り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度
分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第二号中
「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三
十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第十二条の三第二項第二
号に規定する排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるもの」に、「平成二十一年天然
ガス車基準」を「同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平
成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第二号」を
「同項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第五項第三号」を「附則第十二
条の三第二項第三号」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法
附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号
において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽
中量車基準」を「同条第二項第四号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第
一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の

三第五項第四号」を「同条第二項第四号」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を
「同号に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令
和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油
ガス軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス
軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」
に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第二項第五号に規定する平成十七年石
油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」とい
う。）」に、「法附則第十二条の三第五項第五号」を「同条第二項第五号」に改め、同項
第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準」を「法附則
第十二条の三第二項第六号に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において
「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」又は同条第二項第六号に規定する平成二十一
年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」とい
う。）」に、「法附則第十二条の三第五項第六号」を「同条第二項第六号」に改め、同項
を同条第二項とし、同条第六項中「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四
年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別
割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五
年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第一
号中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同
項第二号中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改
め、同項第三号中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三
号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を「及
び第二項」に、「第二項及び第五項」を「第二項」に改め、「、第三項に規定する自動車
にあっては同表の中間軽課税率(年額)の欄に定める額を」を削り、同項を同条第四項と
する。

附則別表第一中「第六項」を「第三項」に改める。

附則別表第二中「から第五項まで」を「及び第二項」に改める。

附則別表第三中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七十四条の三第一号及び第二号の改
正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 (自動車税の環境性能割に関する経過措置)

改正後の千葉県県税条例(以下「新条例」という。)第七十四条の三の規定は、前項
ただし書に規定する規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税
の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環
境性能割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
 3 新条例附則第九条の規定は、令和五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十七号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一博物館の項駐車場使用料の目を次のように改める。

料	現代産業科学館駐車場使用料	大型自動車及び中型自動車	一台一時 間三十分 を超え三十分を増 すごとに	三百円
		準中型自動車及び普通自動車	一台一時 間三十分 を超え三十分を増 すごとに	百円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条、第三十条及び第三十八条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条及び第九十三条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第一百一条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「子ども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

第二条 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に基づくものの項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同表厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）に基づくものの項中「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）」を「内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）」に、「第六条に」を「第九条に」に改める。

（千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正）

第三条 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表障害児入所支援利用料の項、障害児通所支援利用料の項、医療型児童発達支援利用料の項及び障害児相談支援利用料の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表障害福祉サービス利用料の項、計画相談支援利用料の項及び器具料の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第四条 千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表器具料の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第六條第九項、第七條第九項、第五十六條第三項及び第六十三條第四項中「入所している」を「通所している」に改める。

第九十二條第五項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第四十五條第二項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「により」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第四十九條第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十五條第二項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十六條第二項及び第五十七條中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十九條第三項及び第九十四條の三中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第九十六條第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百一條の四第一項第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百六條及び附則第二條第一項第一号中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第九條第一項及び第二項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県条例第二十九号

職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県知事 熊谷 俊人

（職業能力開発校設置管理条例の一部改正）

第一条 職業能力開発校設置管理条例（昭和三十九年千葉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立テクノスクール設置管理条例

第一条中「第十六條第三項の規定により、法第十五條の七第一項第一号に規定する職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の」を「第十六條第一項の規定により県が職業能力開発校として設置するテクノスクール（以下「テクノスクール」という。）について、同條第三項の規定により、その」に改める。

第二条中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改め、同條の表を次のように改める。

名称	位置
千葉県立市原テクノスクール	市原市平田九八一番地七
千葉県立船橋テクノスクール	船橋市高瀬町三二番地七
千葉県立我孫子テクノスクール	我孫子市久家六八二番地一
千葉県立旭テクノスクール	旭市鎌数五、一四六番地一八
千葉県立東金テクノスクール	東金市油井一、〇六一番地六

第四条、第五条、第六條第一項、第七條、第八條、第九條の二、第十條第一項及び第十一條から第十三條までの規定中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改める。

（千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部改正）

第二条 千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例（昭和五十七年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例

第一条中「千葉県立障害者高等技術専門校」を「千葉県立障害者テクノスクール」に改める。

第二条中「千葉県立障害者高等技術専門校（以下「専門校」を「千葉県立障害者テクノスクール（以下「障害者テクノスクール」に改める。

第三条から第七条までの規定中「専門校」を「障害者テクノスクール」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二職業能力開発校設置管理条例(昭和三十九年千葉県条例第十八号)に基づくもの項中「職業能力開発校設置管理条例」を「千葉県立テクノスクール設置管理条例」に改める。

別表第三職業能力開発校の授業料の項中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改める。

購読料
本号
一部
一八円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号
千葉県
〇四三(二三三)二六五八
県